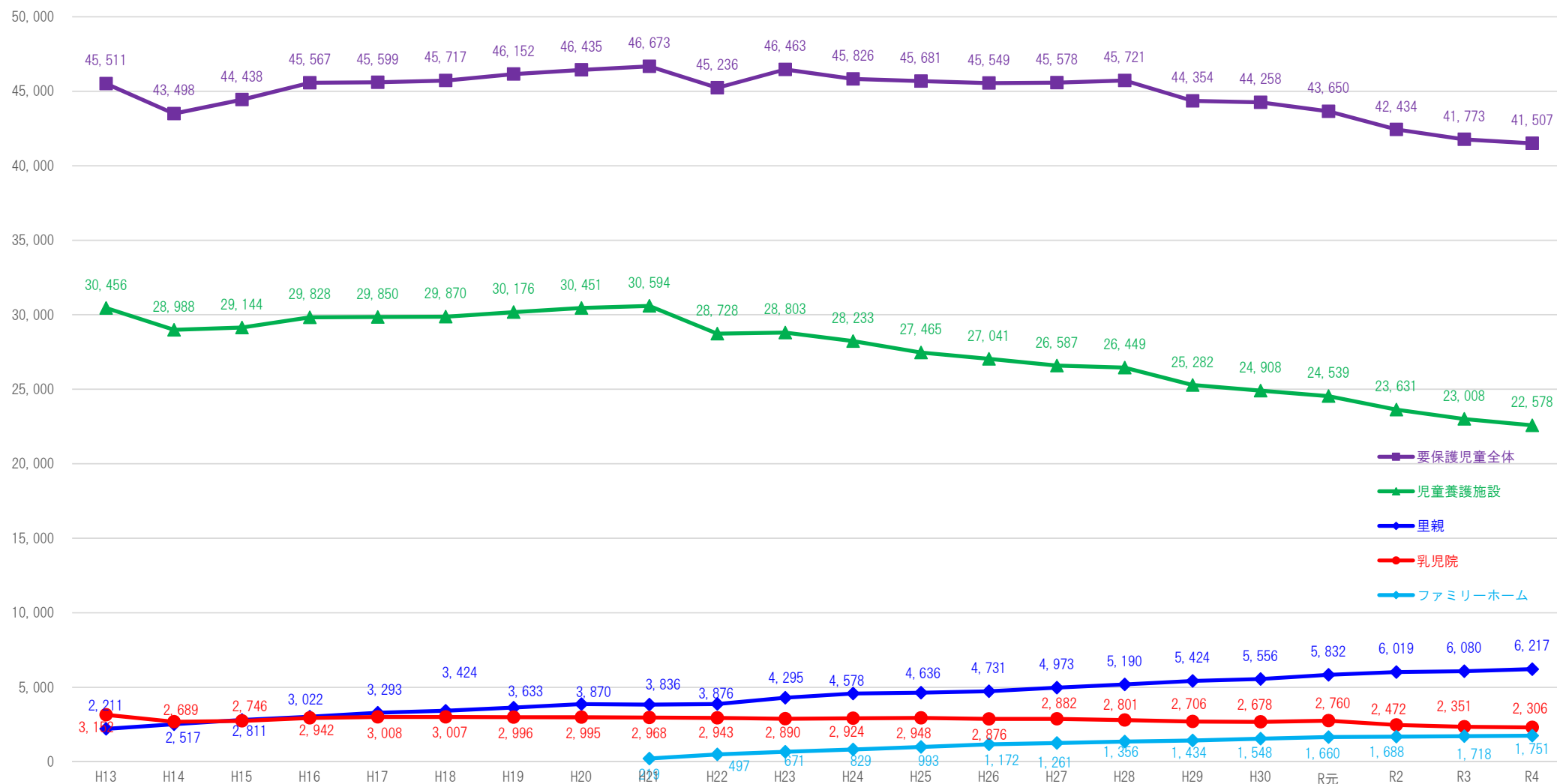


里親等委託の推進

令和6年11月30日
こども家庭庁 支援局 家庭福祉課

○要保護児童数（全体）の推移



(注) 要保護児童数は、里親・ファミリーホームの委託児童数、乳児院・児童養護施設・児童心理治療施設・児童自立支援施設・母子生活支援施設・自立援助ホームの入所児童数の合計（ファミリーホームは平成21年度以降、自立援助ホームは平成15年度以降の数）

(出典)

- ・里親、ファミリーホーム、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、母子生活支援施設は、福祉行政報告例（各年度3月末現在）
- ・児童自立支援施設は、平成20年度までは社会福祉施設等調査、平成21年度以降は家庭福祉課調べ（各年度10月1日現在）
- ・自立援助ホームは、家庭福祉課調べ（平成19年度、平成20年度は全国自立援助ホーム連絡協議会調べ）

○里親等委託率の推移

○里親制度は、家庭的な環境の下でこどもの愛着関係を形成し、養護を行うことができる制度

○里親等委託率は、平成24年度末の14.8%から、令和4年度末には24.3%に上昇

年度	児童養護施設		乳児院		里親等※		合計	
	入所児童数 (人)	割合 (%)	入所児童数 (人)	割合 (%)	委託児童数 (人)	割合 (%)	児童数 (人)	割合 (%)
平成24年度末	28,233	77.2	2,924	8.0	5,407	14.8	36,564	100
平成25年度末	27,465	76.2	2,948	8.2	5,629	15.6	36,042	100
平成26年度末	27,041	75.5	2,876	8.0	5,903	16.5	35,820	100
平成27年度末	26,587	74.5	2,882	8.0	6,234	17.5	35,703	100
平成28年度末	26,449	73.9	2,801	7.8	6,546	18.3	35,796	100
平成29年度末	25,282	73.9	2,706	7.8	6,858	19.7	34,846	100
平成30年度末	24,908	71.8	2,678	7.7	7,104	20.5	34,690	100
令和元年度末	24,539	70.5	2,760	7.9	7,492	21.5	34,791	100
令和2年度末	23,631	69.9	2,472	7.3	7,707	22.8	33,810	100
令和3年度末	23,008	69.4	2,351	7.1	7,798	23.5	33,157	100
令和4年度末	22,578	68.7	2,306	7.0	7,968	24.3	32,852	100

※ 「里親等」は、平成21年度から制度化されたファミリーホーム（養育者の家庭で5～6人の児童を養育）を含む。
ファミリーホームは、令和4年度末で467か所、委託児童1,751人。

（資料）福祉行政報告例（各年度末現在）

里親等委託率

○里親等委託率の推移（年齢区分別）

- 令和4年度末現在、「3歳未満児」が26.2%、「3歳以上～就学前」が31.5%、「学童期以降」が22.5%となっている。
- 全年齢区分において、里親等委託率は上昇している。

年度	3歳未満児			3歳以上～就学前			学童期以降		
	代替養育 必要児童数 (人)	里親等委託 児童数 (人)	里親等 委託率 (%)	代替養育 必要児童数 (人)	里親等委託 児童数 (人)	里親等 委託率 (%)	代替養育 必要児童数 (人)	里親等委託 児童数 (人)	里親等 委託率 (%)
令和2年度末	3,246	810	25.0	5,394	1,583	29.3	25,170	5,314	21.1
令和3年度末	2,884	729	25.3	5,341	1,650	30.9	24,932	5,419	21.7
令和4年度末	2,730	714	26.2	5,350	1,683	31.5	24,772	5,571	22.5

※ 「代替養育必要児童数」とは、乳児院及び児童養護施設に入所措置されているこども及び里親及びファミリーホームに委託されているこどもの合計数をいう。

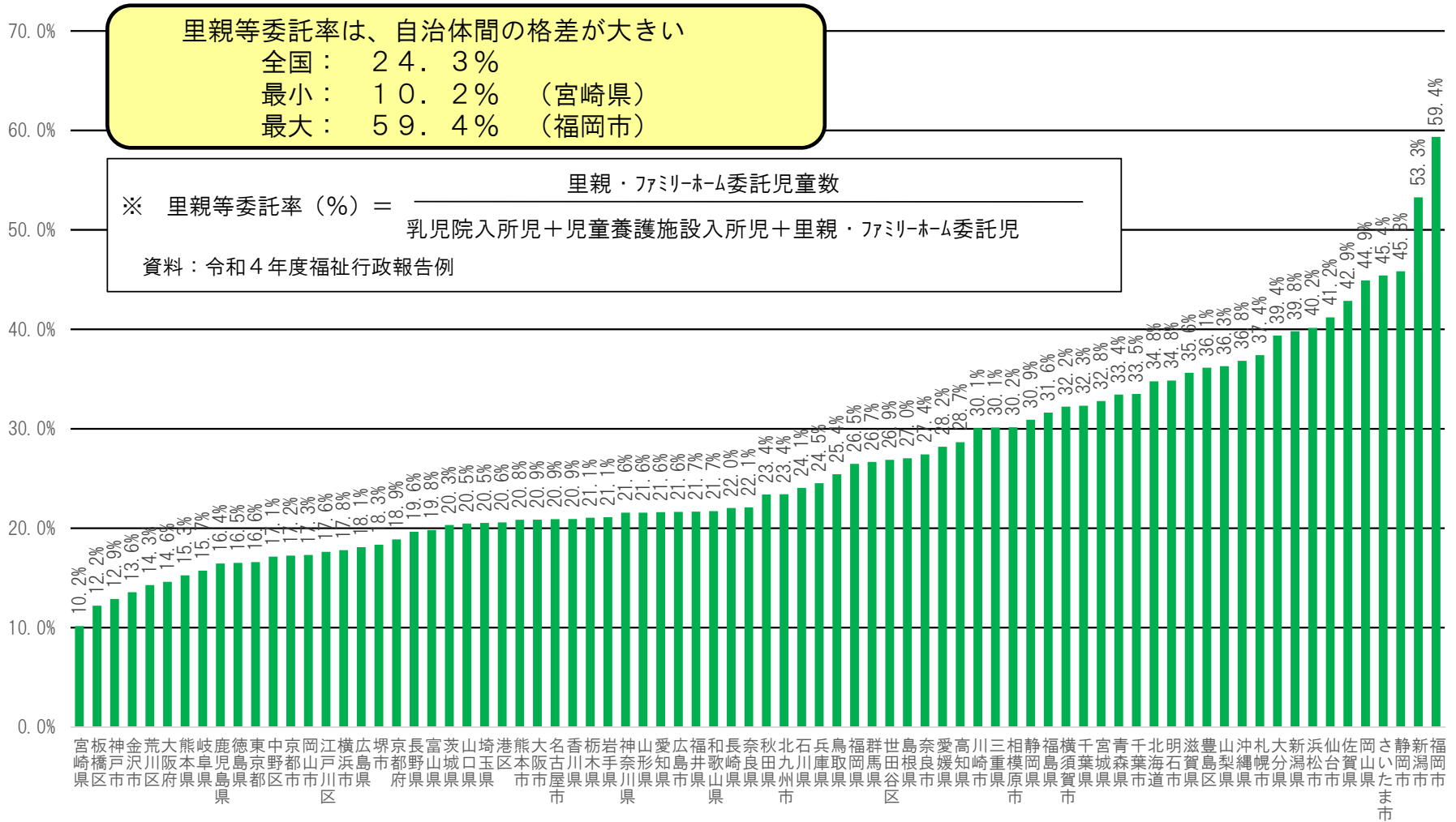
※ 「里親等委託児童数」とは、里親及びファミリーホームに委託されているこどもの合計数をいう。

※ 「里親等委託率」とは、代替養育必要児童数に占める里親等委託児童数の割合をいう。

（出典）福祉行政報告例

○都道府県市別の里親等委託率の差

78都道府県市区別里親等委託率（令和4年度末）



里親等委託の推進に向けた具体的な改善方策等について

里親等委託を進める上での課題

①里親登録の課題

- ✓ 里親制度への理解
- ✓ 効果的なリクルートの手法

②委託同意の課題

- ✓ 実親が安心して同意できるアプローチ方法

③里親委託（マッチング）の課題

- ✓ 円滑なマッチング（里親のニーズ、就業形態等）
- ✓ 里親の養育力
- ✓ 課題を抱えるこどもの委託に対する支援
- ✓ 関係機関との連携

④委託後の課題

- ✓ 里親の対応力向上につながる支援
- ✓ 家族再統合の進め方
- ✓ 不調防止のための取組
- ✓ 不調による委託解除後の里親・こどもへの支援体制

⑤里親の養育技術等の課題

- ✓ 未委託里親の掘り起こし
- ✓ 課題を抱えるこどもの委託に対する支援（再掲）
- ✓ 里親の対応力向上につながる支援（再掲）

⑥関係機関、体制の課題

- ✓ 関係機関の役割分担や連携
- ✓ 里親支援センターの設置、連携方法
- ✓ 児童福祉施設の理解

里親等委託推進に向けた具体的方策

- 都道府県社会的養育推進計画の見直し
- 里親支援センターの設置促進 《児童入所施設措置費等国庫負担金》
- 里親支援センター等人材育成事業 《里親支援センター等人材育成事業費補助金》
- 里親養育包括支援（フォスタリング）事業 《児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金》
- 里親への委託前養育等支援事業 《児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金》
- ファミリーホームの機能強化等 《児童入所施設措置費等国庫負担金》
- 里親制度等の広報 《里親制度等及び特別養子縁組制度等広報啓発事業費補助金》
- 各都道府県等における取組事例の横展開
- 自治体間ネットワーク会議の開催 等

都道府県社会的養育推進計画について

- 国は、平成28年改正児童福祉法の理念のもと、「新しい社会的養育ビジョン」で掲げられた取組を通じて、こどもの最善の利益を実現していくため、各都道府県に、都道府県社会的養育推進計画の策定を求めた。（平成30年7月）
- 各都道府県は、令和11年度を終期とし「令和2～6年度」「令和7～11年度」の各期に区分して計画を策定。

基本的考え方（主な記載事項）（抜粋）

(1)都道府県における社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像

- ・国・地方公共団体においては、家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念に基づくケースマネジメントの徹底や積み重ねが必要。
- ・計画策定に当たっては、当事者である子どもや市区町村の意見の反映、子ども・子育て支援事業計画等との整合性を図ることが必要。
- ・計画策定の際は、都道府県児童福祉審議会等の合議制の会議への意見聴取を行うこととし、計画の進捗についても、毎年度、評価のための指標等により自己点検・評価を実施して、その結果を当該会議へ報告するなど、適切にPDCAサイクルを運用することが必要。
- ・計画は、数値目標を単に達成すればよいものではなく、子ども一人一人に対して行われたソーシャルワークが子どもに還元されていることが重要であることに留意することが必要。

(8)里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取組

- ・代替養育を必要とする子どもに対しては、一時保護時や何らかの障害のある子どもも含め「家庭と同様の養育環境」である里親・ファミリーホームへの委託を原則として検討する必要がある、特に就学前の乳幼児期は養子縁組や里親・ファミリーホームへの委託を原則とする。
- ・国は令和11年度までに全ての都道府県において乳幼児の里親等委託率75%以上、学童期以降の里親等委託率50%以上を実現するための取組を推進する。全ての都道府県において、乳幼児75%以上、学童期以降50%以上の里親等委託率となるよう数値目標と達成期限を設定する。
- ・児童福祉施設として新たに位置づけられた里親支援センターにおいて、里親のリクルートから里親等委託措置の解除後における支援に至るまでの一貫した里親等支援が効果的に実施されるよう、国において策定する実施要綱等を踏まえて、その設置を促進することが必要。

(9)施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

- ・家庭では実施が困難な専門的ケアを要する、又は年長児で家庭養育に対する拒否感が強いなどという理由で施設養育が必要とされる子どもに対しては、地域小規模児童養護施設や分園型小規模グループケアで養育されるよう、必要な措置を講ずることが必要。
- ・児童家庭支援センター等の併設の検討や家庭支援事業の実施等、その専門性を多機能化・機能転換を図る中で発揮することが必要。